

特別教育 **2018年5月から開講!**

低圧電気取扱業務

低圧の充電電路の敷設や修理の業務又は、
配電盤室・変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち
充電部分が露出している開閉器の操作の業務には
特別教育が義務づけられています。

安衛則第36条 第4号

低圧：交流で600V以下、直流で750V以下の電圧

高圧電路の作業に比べ、
安易に考えられやすくなっていますが

低圧電路での作業における感電災害が最も多く発生しています。



電気工事士免許を取得していても・・・
低圧電気取扱い業務特別教育が必要になります。

* 事業主ご自身のご使用になる場合は、該当しませんが安全の為に受講をお勧め致します *

受講資格	満18歳以上の方
日数・時間	2日・学科7時間・実技7時間
受講料	¥17,000(税込)・

建設業の方は助成金制度もご利用いただけます。
特別教育・安全教育の臨時日程や出張講習も承っております。
小人数でもまずはご相談ください。

栃木労働局長登録教習機関

(株)日立建機教習センター 栃木教習所

〒321-0215栃木県下都賀郡壬生町壬生乙3462

TEL: 0282-82-8508

FAX: 0282-82-8943

<http://kyosyu.hitachi-kenki.co.jp/tochigi/>

ご予約はインターネット又は
お電話で承っております。